

特定非営利活動法人 日本小児血液・がん学会
第 25 回（平成 27 年度第 2 回）理事会議事録

日 時：平成 27 年 11 月 26 日（木） 15：00～16：00
場 所：山梨県立図書館 交流ルーム 101
山梨県甲府市北口 2 丁目 8 番 1 号
出席者：堀部敬三（理事長）
越永従道（副理事長）
井上雅美、大賀正一、小川千登世、小原 明、菊田 敦、嶋 緑倫、滝 智彦、
田尻達郎、田中祐吉、野崎美和子、檜山英三、堀 浩樹、前田美穂、
米田光宏（以上理事）
田口智章（監事）
杉田完爾（第 57 回学術集会会長）
黒田達夫（第 58 回学術集会会長）
石井榮一（第 59 回学術集会会長）
欠席者：花田良二（監事）

議長：堀部理事長

冒頭に、本日の理事出席者数は 16 名中 16 名であり、定款 27 条 2 項に定める成立定足数を満たしているため、本理事会は成立することを確認し、以下の議案について逐次審議に入った。

I. 議事録署名人の選出

嶋 緑倫理事、前田美穂理事が選任された。

II. 前回議事録（案）の確認

議長より、前回議事録（案）が示され、さらに修正すべき点が説明された後、議場にその承認が求められたところ、異議なく承認された。

III. 審議事項

1. 入会申請者承認の件

越永庶務委員長より、資料をもとに、正会員 12 名の入会申請者が示され、議場に承認が求められたところ、異議なく承認された。

2. 小児血液・がん指導医認定承認の件

米田専門医制度委員長より、委員会にて厳正に審議した結果、小児血液・がん指導医の

認定要件を満たしているものと判定した推薦者 30 名が示され、議場にその承認が求められたところ、2 名は条件付承認として、承認された。

3. UICC 世界対がんデー2016 公開シンポジウム後援名義の使用申請の件

議長より、UICC 世界対がんデー2016 公開シンポジウムについて、本会への後援名義使用申請書類が示され、議場にその承認が求められたところ、異議なく承認された。

4. 評議員会・総会の進行手順確認の件

議長より、進行手順資料が示され、評議員会・総会の進行手順について確認がなされた。

5. 専門医制度規則改正の件

米田専門医制度委員長より、以下の専門医制度規則改正案が示され、議場にその承認が求められたところ、異議なく承認された。

	現規則	改正案
第 11 条	(研修カリキュラム部会) 研修カリキュラム部会は専門医研修カリキュラム (以下、研修カリキュラム) の作成と改訂を行う。 <u>また、専門医・認定外科医取得および更新のための教育セミナー (以下、「教育セミナー」) の企画と実施運営を行うとともに、関連学術団体が行うセミナーについて教育セミナーとしての認定審査を行う。</u>	研修カリキュラム部会は専門医研修カリキュラム (以下、研修カリキュラム) の作成と改訂を行う。関連学術団体が行うセミナーについて教育セミナーとしての認定審査を行う。
改正理由	現在は教育・研修委員会が実施しているため。	
第 36 条	2. 直近の 5 年間に細則第 18 条に定める研修業績があること。	2. 直近の 5 年間に細則第 18 条に定める研修 <u>実績</u> があること。
改正理由	他所との記載統一のため。	
第 40 条	5. 自施設、または、診療協力施設が骨髄移植推進財団認定施設またはさい帯血バンクネットワーク登録施設であること。	5. 自施設、または、診療協力施設が骨髄移植推進財団認定施設または <u>さい帯血バンク登録施設</u> であること。
改正理由	さい帯血バンクネットワークが無くなったため。	
付則	1 2. (専門医研修施設の暫定認定要件) 本規則施行日から 5 年間を目途に、規則第 40 条に定める専門医研修	1 2. (専門医研修施設の暫定認定要件) 本規則施行日から <u>10 年間</u> を目途に、規則第 40 条に定める専門医研修

	施設の要件の2項から4項については、以下をもって専門医研修施設の認定要件を満たすものとする。	施設の要件の2項から4項については、以下をもって専門医研修施設の認定要件を満たすものとする。
改正理由	緩和要件を延長するため。	

また、みなし指導医に関する付則追記案が示され、議場にその承認が求められたが、以下の項目を要検討とし、今回の改正には含めないこととなった。2016年6月開催の社員総会で改正できるよう委員会にて検討することとなった。

- ・付則案 15（みなし指導医の申請期間）は随時申請でなくとも、期間を遡って認定されるようにしてはどうか。
- ・上記を受けて、付則案 18（みなし指導医資格の発行）において、「申請時の日付で発行する」は、「申請年度の4月1日付で発行する」へと修正する。
- ・付則案 20（みなし指導医の更新要件）については、資格更新はされないため、章立てするのではなく、「附則案 19.2 みなし指導医の認定期間後の資格更新は行わないものとする。」として付則案 20は削除してはどうか。
- ・資格を個人の資格とするか、施設の資格にするかについては、施設が申請するものであるが、施設に資格を与えては種々の齟齬が生じるため、対象の個人に資格を与えることとする。ただし、施設とひもつけられた資格であることを明確にする必要があるため、施設名と氏名を記載した認定証の発行としてはどうか。
- ・みなし指導医は施設責任者一人がなれるものとする。

6. 利益相反に関する細則及び利益相反自己申告書改正の件

田中利益相反委員長より、利益相反に関する申告書について、細則に合わせる形で改正する案が示され、議場に承認が求められたところ、異議なく承認された。

また、利益相反に関する細則について、医学会の利益相反指針の改正に合わせて、本会も改正する案が示され、議場に承認が求められたところ、異議なく承認された。

7. 役員及び委員会委員の任期について

今回選出された役員及びこれから選出される役員の任期は全て平成30年6月までとなることが確認された。

現委員会委員の任期は12月31日までとなっていることが確認された。

現臨床研究倫理審査委員会の受理する審査は12月31日のものまでとすることが確認された。

議長は、以上をもって本日の議案の審議を全て終了した旨を述べ、閉会を宣した。